



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
法制監察課

号外第26号 令和7年7月10日発行

## 目次

は県例規集掲載

### 【告示】

番号	表題	担当課名
369	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき薬物を指定する件	薬務課

徳島県告示第三百六十九号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和七年七月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 薬物の名称等

- 1 化学名 一・（ベンゾ「d」「一・三」ジオキソール・五・イル）・二・（シクロヘキサミン）プロパン・一・オン（通称 Cypudyllone、N・Cyclohexylmethyllone）及びその塩類
- 2 化学名 ニ・ムニ・「（四・エトキシフェニル）メチル」・五・ニトロ・一H・ベンゾ「d」イミダゾール・一・イル「 $\cdot$ 」N・エチルエタン・一・アミン（通称 N・Desethyl etonitazene）及びその塩類
- 3 化学名 （ハR）・六・アрил・N・N・ジエチル・一・（チオフェン・二・カルボニル）・九・十・ジデヒドロエルゴリン・八・カルボキシアミド（通称 T・AL・LAD）及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第六号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和七年七月十一日